

【参考資料】 スポーツ団体ガバナンスコード適合性チェック表

加盟団体名	
-------	--

【原則1】 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべき

1 (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること

- ・ 法人法又はNPO促進法を遵守しているか。
- ・ 法人格のない団体は、非該当

2 (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守すること

- ・ 理事会、総会、評議員会等において、事業報告、決算報告の承認手続き又は事業計画（案）・収支予算（案）の決議、監事による監査結果報告が行われているか。
- ・ 理事会、総会等において、役員を選任しているか。
- ・ 公的助成を受ける団体については、法人格の取得に取り組んでいるか。

3 (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか

- ・ 競技大会等の開催において公共施設を利用する場合、当該施設の利用規則、条例等関係法令を遵守しているか。

4 (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか

- ・ 定款、規約等に基づき役員を選任しているか。（役員名簿の添付）

【原則2】 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表する

5 組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し公表しているか

- ・ 定款、規約等に規定する団体の「目的及び事業」をもって、基本方針としている場合、当該定款、規約等をホームページで公表しているか。

【原則3】 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべき

6 (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施又は他の研修会等への参加の促し

- ・ 役職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。
（研修会、会議での説明、書面（資料）研修、WEB研修等）
- ・ 実施していない場合、今後の実施（開催）予定、計画はあるか。

7 (2) 指導者、競技者等に対しコンプライアンス教育を実施又は他の研修会等への参加の促し

- ・ 指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を実施しているか。
（研修会、会議での説明、書面（資料）研修、WEB研修等）
- ・ 実施していない場合、今後の実施（開催）予定、計画はあるか。

【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべき

8 (1) 財務・経理の処理を適切に行い 公正な会計原則を遵守すること

- ・公正な会計原則を遵守して、適正に会計処理を実施しているか。
- ・会計処理規程を整備しているか。
- ・団体専用口座を開設しているか。
- ・支出に関する領収書等証拠書類を保存しているか。
- ・県補助金（競技力向上）、県スポーツ協会補助金等を予算計上しているか。

9 (2) 国庫補助金等の利用に関し 適正な使用のために求められる法令ガイドラインを遵守すること

- ・県補助金規則等関係法令を遵守しているか。

10 (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

- ・監事が選任されているか。（監事名簿の添付）
- ・監事は、専門的能力（資格等）、業務経験等を有しているか。（所属・職業の確認）
- ・監事による会計監査及び監査報告が行われているか。

【原則5】法令に基づく情報開示を適切に行い組織運営に係る情報を積極的に開示すること

11 (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか

- ・財務情報等について、法人法、NPO促進法等関係法令に基づき情報開示しているか。

12 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか

- ・次の書類について、団体ホームページ上で公表しているか。
 - ① 定款、規約、事業報告、決算書、役員名簿
 - ② ガバナンスコード遵守状況（自己説明及び公表）
 - ③ 国体出場選手選考基準

【原則6】高いレベルのガバナンス確保が必要と自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべき

13 (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと

※ 中央競技団体用のガバナンスコードを適用しない団体は、非該当

14 (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

※ 中央競技団体用のガバナンスコードを適用しない団体は、非該当